

京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第45号）（総合企画局国際交流・共生推進室）

京都市国際交流会館の利用料金の上限額の適正化及びその他規定の整備を図る必要があるため、条例を改正することとしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第45号

京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例

京都市国際交流会館条例の一部を次のように改正する。

「

別表備考以外の部分中

円	円	円
23,360	34,040	30,480
19,480	28,280	25,450
21,790	31,950	30,480
18,120	26,600	25,030
4,400	6,280	6,180
3,660	5,130	5,020
3,660	5,020	4,920
3,030	4,400	4,190
8,690	12,250	11,940
7,330	10,370	10,050
12,150	17,070	16,020
10,160	14,140	13,400

を

」

「

円	円	円
30,360	44,250	36,570
25,320	36,760	30,540
28,320	41,530	36,570
23,550	34,580	30,030
5,720	8,160	7,410
4,750	6,660	6,020
4,750	6,520	5,900

に改め、同表駐車場の項中「410」

3, 930	5, 720	5, 020
11, 290	15, 920	14, 320
9, 520	13, 480	12, 060
15, 790	22, 190	19, 220
13, 200	18, 380	16, 080

」

を「500」に、「100円」を「200円」に改め、同表備考2中「特別会議室を」の右に「会館で行う催物の」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市国際交流会館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市国際交流会館の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

##### (適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(総合企画局国際交流・共生推進室)